

## 宮代町設計委託最低制限価格制度実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、宮代町が発注する建設工事に係る設計・調査・測量業務委託（以下「設計委託」という。）に係る入札を執行するにあたり、最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（地方自治法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいう。
- (2) 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- (3) 下限値 第4条第1項第1号ただし書及び同項第2号における3分の2を乗じて得た額をいう。

### (適用対象)

第3条 この要領は、競争入札により設計委託契約を締結しようとするすべての場合において適用する。ただし、町長が特に必要と認める入札を除く。

### (最低制限価格の設定方法)

第4条 最低制限価格は、次に掲げる額とする。

- (1) 別表に掲げる業種区分ごとの項の合計額（以下「合計額」という。）に100分の110を乗じた額。ただし、その額が予定価格に100分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、100分の9を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては、3分の2を乗じて得た額とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合については、予定価格に3分の2から100分の9までの範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定による最低制限価格の算出に当たっては、合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て、当該端数処理後の額に100分の110を乗じるものとする。この場合において、前項第1号ただし書及び第2号の予定価格は税抜きとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、下限値を使う場合又は前項の規定により算出した端数処理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、合計額に生じた1,000円未満の端数を切り上げ、当該端数処理後の額に100分の110を乗じるものとする。

### (入札参加者への周知)

第5条 入札の執行に当たっては、入札公告又は入札指名通知に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

(予定価格の様式への最低制限価格の記載)

第6条 予定価格の様式には、税込みの実施額、税込みの予定価格、税抜きの予定価格、税込みの最低制限価格及び当該最低制限価格に110分の100を乗じた金額を記載するものとする。

(落札者の決定)

第7条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をしたもののうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

2 落札者が複数ある場合、落札者の決定は、くじによるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 業種区分             | 1       | 2                    | 3                      | 4                       |
|------------------|---------|----------------------|------------------------|-------------------------|
| 測量業務             | 直接測量費の額 | 測量調査費の額              | 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額   |                         |
| 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額               | 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額  | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額      |
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額               | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額   | 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額 |
|                  | 直接人件費の額 | 直接経費の額               | 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額    | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額      |
| 地質調査業務           | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に10分8を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額    |
| 補償関係コンサルタント業務    | 直接人件費の額 | 直接経費の額               | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額   | 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額 |
|                  | 直接人件費の額 | 直接経費の額               | 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額    | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額      |

注1 土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務においては、使用する積算基準書等の体系により上段又は下段を使い分ける。

注2 別表に掲げる額は、円未満を切り捨てた額とする。

注3 複数の業種を一括して発注する場合の第4条第1項第1号の合計額は、それぞれの業務の業種区分の項を一括して合計した金額とする。

注4 地質調査業務の解析等調査業務費が建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても地質調査業務の項3の欄に規定する額によって算出する。